

低層住居専用地域内における建築物の階数制限指導要綱

(昭和63年11月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内において建築する建築物の階数を制限することにより、低層住宅に係る良好な住居の環境の保護に寄与することを目的とする。

(階数制限)

第2条 第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内(第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域に関する都市計画において建築物の高さの限度が12メートルと定められた地域を除く。)に建築する建築物は、階数(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔他これらに類する建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以下のもの及び地階の部分は、当該建築物の階数に参入しない。)を3以下としなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年12月1日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱は、この要綱施行の際現に建築基準法又は松戸市まちづくり指導要綱に基づく建築確認申請書又は協定願を受理した建築計画に係る建築物については適用しない。

附則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。